

第7期 守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 令和2年度事業取組内容評価シート

評価シートにおける評価基準

- A:十分に達成できた(達成度 80%～100%)
- B:おおむね達成できた(達成度 60%～80%未満)
- C:あまり達成できていない(達成度 40%～60%未満)
- D:達成できていない(達成度 1%～40%未満)
- E:未着手(達成度0%)

評価シートにおける方針カテゴリ

- ・ 継続
- ・ 廃止
- ・ 新規
- ・ 見直し
- ・ 拡充

第7期 守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（2018年度～2020年度）令和2年度（2020年度）取組内容評価シート

基本 目標	基本 施策	取組名	取組内容	令和２年度の取組	実績						現在の課題	今後の実施方針	方針力 デゴリ	評価者 （所属）	
					指標	単位	R2年度	R1年度	H30年度						
基本目標 1 高齢者が住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくり															
基本施策 1 地域包括支援センターの機能強化															
		1 総合相談支援業務の強化	地域包括支援センター職員が6地区担当制で相談窓口となります。ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加により、総合相談支援業務の役割が大きくなることから、研修やミーティングにより相談対応職員のケース対応能力を養い、市民が身近なところで相談できる体制を整備していきます。具体的には、多職種による出張相談会の開催、高齢者の熱中症予防訪問、24時間対応業務、要介護認定者相談、リハビリ専門職による生活機能相談等を実施します。 ① 6地区において、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、ボランティア等、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図ります。 ② 相談を受けた高齢者世帯への戸別訪問や情報収集により、高齢者や家族の実態把握を行います。 ③ 総合相談の初期段階において、緊急対応の判断及び専門的・継続的な支援の必要性を判断します。特に、認知症高齢者の徘徊や認知症状の急性増悪、高齢者虐待等については、早急に対応します。 ④ 専門的・継続的な関与または緊急の対応が必要と判断した場合は、個別の支援計画を策定し、多職種協働による支援を行います。 ⑤ 地域での見守りで対応可能なケースは、民生委員や地域の関係者、在宅介護支援センター等との情報共有と定期的な状況確認（モニタリング）を行います。	令和2年4月に市内を南北2圏域に分け、それぞれの法人に委託し、地域包括支援センターを2か所に増設し、窓口・電話・訪問により随時高齢者の総合相談に対応した。 ①南北の地域包括支援センター職員が地区担当制で相談対応にあたり、支援が必要な事例を通じ、地域のネットワーク構築に取組んだ。 ②相談を受けた高齢者世帯及び高齢者ひとり世帯等への訪問等により生活実態を把握した。 ③認知症による徘徊高齢者や高齢者虐待事例について、通報受付後訪問等により早急対応をした。 ④高齢者虐待等緊急介入が必要な事例については、マニュアルに基づき実態把握から支援計画まで、地域包括支援センターと市により会議を開催し決定した。 ⑤熱中症予防訪問等を通じ把握した事例について、民生委員等と情報共有しながら状況を確認した。	相談対応件数	件	【南部地域包括支援センター】 949 【北部地域包括支援センター】 1,451 【合計】 2,400	475	706	A	①事例を通じた関係者との話し合いは実施できているが、地域の様々な関係者のネットワーク構築まで進んでいない。（目的の共有化が図れない） ②問題が顕在化する前の情報把握が困難	委託地域包括支援センターの認知度を高めていき、高齢者の身近な相談場所とすることと併せ、相談しやすい体制を構築していく。 高齢者の実態把握をしていくことで、潜在的な問題の把握、早期の対応につなげるようにする。	継続	健幸長寿課	
		2 権利擁護事業	地域住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、専門的・継続的視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行います。	①認知症等で判断能力に支障があり、在宅生活の継続が困難な事例等に対し、成年後見制度申立て支援を行った。 守谷市成年後見制度利用促進基本計画策定した。 ②高齢者虐待対応	個別相談対応件数	件	①随時相談 24 家族申立て支援 14 市長申立て 1 ②14	①随時相談 30 申立て支援 6 市長申立て 1 ②19	② 19	B	成年後見制度を活用する事例のほとんどが認知症であることから、認知症高齢者本人や家族の理解度の問題等から支援につなげるまでに時間を費やすことが多い。	成年後見制度利用や虐待対応については、委託地域包括支援センターと市が協働で対応し、適正な支援をする。	継続	健幸長寿課	
		3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	高齢者が地域で安全に安心して暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じて、介護支援専門員が地域のサークル活動、シニアクラブ、ボランティア活動等介護保険サービス以外の地域の様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備します。 また、主治医や介護支援専門員、介護サービス担当者等との多職種協働の連携体制の構築、市内の主任介護支援専門員との協働により、介護支援専門員や介護職員の実践力向上の支援を行います。 専門職向けの研修は、現状での課題に即した内容とし、資質の向上に努めます。	介護支援専門員に対する支援として専門職研修を委託地域包括支援センターが開催。	専門職向け研修会開催数	回	【南部包括】2回（認知症、嚥下について） 【北部包括】2回（権利擁護、看取りケア・グリーフケアについて）	7	7	B	介護支援専門員が地域のボランティア活動等介護保険サービス以外の社会資源を活用できるような地域の連携体制の構築が進まない。	社会資源の活用のために、困難ケースの地域ケア会議を委託地域包括支援センターが中心となり、地域の民生委員、警察、ボランティア等と継続的に開催する。	継続	健幸長寿課	
		4 地域ケア会議の実施	個別ケースについては、民生委員、医療機関や警察等の関係機関や介護保険事業所等と個別課題を解決するための会議を開催しています。 今後は6地区において地区担当の地域包括支援センター職員を中心に、個別課題から導き出される地域課題について、地域住民と一緒に検討する場を設けます。そして、新たな地域資源を発掘し、地域での支え合いづくりや政策形成につなげるようにしていきます。	①地域ケア個別会議開催（要支援認定者の自立支援） ②地域ケア個別会議開催（困難事例） ③地域ケア推進会議開催（地域包括支援センター運営協議会が兼ねる）	①地域ケア個別会議（自立支援）開催数 ②地域ケア個別会議（困難事例）開催数 ③地域ケア推進会議開催数	回／年度 回／年度 回／年度	【南部包括】3回（6ケース） 【北部包括】3回（6ケース） 【市役所】1回（1ケース） 【北部包括】5回（5ケース）	14 1	15 1	B	南部・北部地域包括支援センターが、自立支援及び困難事例における地域ケア個別会議を多職種との連携強化を図り、開催することができる。	地域ケア会議で把握した地域課題等を市と共有化し、必要な社会資源の発掘につなげる。	継続	健幸長寿課	
		5 地域包括支援センター事業評価の実施	全国統一の評価指標を用いて業務の状況や量等の程度を把握し、地域包括支援センター運営協議会による評価・点検を行います。 これにより、地域包括支援センターの業務の状況を明らかにし、業務の改善、人員体制の整備、必要な機能強化を図ります。	全国統一の評価指標を活用し、業務の評価・点検を実施し、地域包括支援センター運営協議会において報告した。		回／年度	1回	1	1	A	全国統一の評価票を活用し、市の取組課題が整理できる	地域包括支援センターの業務委託が開始されるため、これまでの取り組みが継続できるような市の支援体制を構築していく。	継続	健幸長寿課	
		6 地域包括支援センターの増設	2020年4月に業務委託の方針決定。市内を2圏域に設定し、2か所設置予定	令和2年4月に市内を南北2圏域に分け、それぞれの法人に委託し、地域包括支援センターを2か所に増設した。			2か所設置（委託期間：R2.4.1～R5.3.31）	委託法人決定業務委託（R2年度から）	委託方針決定後、募集要項・仕様書作成	A	各圏域の地域特性（後期高齢化率・介護認定率等）にあわせた事業の展開を行う。	委託後の業務遂行の管理体制、相談体制等住民ニーズの把握をしていく。	継続	健幸長寿課	
基本施策 2 生活支援体制整備事業の推進															
		1 地域の情報共有、話合いの場の設置（協議体）	守谷市地域福祉活動計画では、6地区に実行委員会が組織され、地区ごとの基本理念と活動のモットーに基づき課題解決に向けて取組が行われています。 この活動により、少しずつ地域における人と人のつながりや絆が深められています。 この事業では、既に進行している守谷市地域福祉活動計画の6地区の実行委員会を協議する場（第2層協議体）と位置付け、市民、社会福祉協議会、行政、関係団体が地域の情報共有を行い、自分たちでできることを探す場とします。 また、6地区の情報を集約し、地域間の情報交換や地域単独では解決が難しい課題についての検討を行う場（第1層協議体）を設けます。 本計画期間中は、地域の課題や地域資源の把握、関係者との共有を重点的に行います。	1. まちづくり協議会が9地区（守谷地区はブロック単位）設置され、3地区で地域福祉部会が設置された。 2. 9地区全体の情報交換ができる場【第1層協議体】は未実施。（新型コロナウイルス感染拡大防止のため）			1. まちづくり協議会が9地区（守谷地区はブロック単位）設置され、3地区で地域福祉部会が設置された。北守谷地区では支え合い活動が開始され、高野地区では支え合い活動実施に向けた話し合いが進んでいる。大野地区の地域福祉部会は支え合い活動以外の活動を検討中。 2. 未実施	1 まちづくり協議会が年度内に6地区（守谷地区はブロック単位）設置され、2地区で地域福祉部会が設置され支え合い活動等の話し合いができた。 2 未設置	未設置	C	まちづくり協議会の設置はできたものの、支え合い活動についての話し合いまで至っていない。（高野地区、北守谷地区は未実施）地域による意識の差をどのように解消し、支え合いの仕組みを進めていくか。	まちづくり協議会の福祉部会が設置された地域から、地域の情報を提供していき、地域の取組みについて話し合いをしていく。	継続	健幸長寿課	
		2 生活支援コーディネーターの配置	守谷市における生活支援コーディネーターは、守谷市地域福祉計画及び守谷市地域福祉活動計画を理解し、6地区の地域性や地域資源を把握した上で、地域の関係者同士をつなぐ役割を担います。 本計画期間中は、主に地域のニーズや課題の把握に努め、その内容を地域での助け合いの仕組みづくりや介護予防・日常生活支援総合事業の充実に反映させていきます。	社会福祉協議会職員が生活支援コーディネーターとなりまちづくり協議会に参加した。	生活支援コーディネーター養成数		8	6	方針決定	B	各地区地域福祉実行委員会と協働していた社会福祉協議会職員が各地域のコーディネーターになったことで、顔の見える化はできており、進めやすい環境である。	委託地域包括支援センターが参加することで、高齢者の相談窓口としての地域とのつながりを強化する。	継続	健幸長寿課	

基本 目標	基本 施策	取組名	取組内容	令和２年度の取組	実績						現在の課題	今後の実施方針	方針カ テゴリ	評価者 （所属）	
					指標	単位	R2年度	R1年度	H30年度						
基本施策３ 介護予防・生活支援サービスの充実															
	1	介護予防・生活支援サービス事業	要支援者等の生活支援ニーズに対して、多様なサービスを提供できる体制の構築に向けて、具体的な立案を行います。地域のニーズや課題の把握については、生活支援コーディネーター等に対するヒアリング等を行い、事業所における担い手の確保の状況や経営状況の把握については、サービス事業所へのヒアリング等により行います。 ① 訪問型サービス 指定事業所によるみなしサービス以外のサービスとして、緩和した基準によるサービスである訪問型サービスAの導入を計画します。 ② 通所型サービス 指定事業所によるみなしサービス以外のサービスとして、保健・医療の専門職により提供される3～6か月の短期間のサービスである通所型サービスCの導入を計画します。 ③ 介護予防ケアマネジメント事業 要支援者等に対するケアプラン作成を行います。	①訪問型サービス（緩和した基準） ②通所型サービス（短期集中予防）については、対応できる事業所等の把握ができず検討に至らなかった。 ③委託地域包括支援センター職員が介護予防ケアマネジメント実施	介護予防・生活サービス事業所数	件	①② 0 ③【南部包括】36 【北部包括】37 計 73	①② 0 ③ 81	①② 0 ③ 79	C	市独自の多様な支援を構築するまでの協力体制ができていない。（シルバー人材センター、社会福祉協議会、ボランティア団体等）	既存のサービスや資源の調整をしていく。	継続	健幸長寿課	
基本施策４ 認知症を地域で支える仕組みづくり															
	1	認知症サポーター等養成事業	認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバンメイトを養成するとともに、地域や職域において認知症の方と家族を支える認知症サポーターを養成します。	地域、職域においてサポーター養成講座を開催	認知症サポーター数	人 回	96 4	334 9	149 8	C	コロナ感染拡大防止により集客ができず講座開催は困難である。	感染予防策を図り、企業や学童保育等新たな場所でサポーター養成講座を計画し、養成数を増加させる。	継続	健幸長寿課	
	2	徘徊高齢者等SOSネットワーク事業	地域における認知症高齢者等の見守り体制である「守谷市徘徊高齢者等SOSネットワーク」を活用し、徘徊により行方不明となった高齢者の早期発見や迅速な身元判明につなげることで、高齢者の安全確保と家族の負担軽減を図ります。 登録者には、登録者の靴、持ち物、衣類等に貼る「守谷市みまもりシール」を無料で配付し、登録された情報は、市、警察署及び消防署が共有し、登録者が行方不明となった場合は、市とSOSネットワーク構成機関が連携して捜索します。 介護支援専門員、医療機関、見守り活動等協力事業所等に働きかけ、事業の普及拡大に努めます。 また、事業の実効性を高めるため、認知症サポーターを中心とした徘徊高齢者捜索訓練の実施を検討します。	広報、ホームページ、ケアマネジャーの団体等を通じ周知をした。 （新規登録者数25件）	登録者数 利用者数	人 人	109 89	82 69	49 45	A	毎年登録者が増加していることから、認知症高齢者が着実に増加していることがわかる。しかし、登録者の多くが、徘徊などの問題行動を起こしたことで利用していることから認知症と診断された方（疑いも含む）が登録しやすい仕組みとすることが必要である。	本事業について、介護支援専門員や医療機関等に周知し、認知症を支える関係者からの利用促進を図る。	継続	健幸長寿課	
	3	見守り活動等に関する協定	宅配事業者、新聞販売店、金融機関、タクシー会社等の50 事業所と「見守り活動等に関する協定」を締結しています（2017 年10 月1 日現在）。 協力事業所は、日常の業務の中で、新聞や郵便物がたまっている、洗濯物が干したままになっている、一人で歩いている高齢者等に異変があることに気づいた等の場合は市に通報し、通報を受けた市は、必要に応じて警察等に通報し、安否確認を行って早期解決を図ります。 事業所に対する「守谷市みまもりシール」の周知を継続し、認知症サポーター養成講座の受講を勧めるとともに、協力事業所の拡大を図ります。	コロナ禍のため、書面により情報交換を行った。	見守り活動等に関する協定事業所数	事業所	①1回/年（書面） ②56事業所	①1回/年度 ②55事業所	①1 回/年度 ②49事業所	B	地域の見守り活動等協力事業所を更に増やし、安心して暮らせる仕組みづくりを今後も推進していく必要がある。	本事業を広報等で周知するほか、事業所に説明に出向き、事業の主旨を理解してもらい、協力事業所を増やす。	継続	健幸長寿課	
基本施策５ 在宅医療・介護連携の推進															
	1	在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	取手市医師会管内（取手市・守谷市・利根町）の医療機関と介護事業所等の関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの現状や課題の解決策等を協議し、提供体制を構築していきます。 ① 地域の医療・介護の資源を見える化することで活用を推進 ② 在宅医療・介護の連携強化のための情報共有シート・システム等の導入検討 ③ 在宅医療・介護連携に関する相談支援センターの設置と機能強化 ④ 市内医療機関及び介護事業所との連携会議（仮称）の開催	地域の医療・介護の資源を見える化し活用を推進、在宅医療・介護の連携強化のための情報共有シート・システム等を導入し、在宅医療・介護連携に関する相談支援センターの設置と機能強化について、取手市医師会への業務委託で取組をした。 市内在宅医療会議連携推進会議を開催し、在宅医療介護連携情報共有システムの説明を実施した。	在宅医療・介護相談センター相談件数	件	0件 （相談支援センターへの相談件数：14件 〔全て取手市内の相談〕	0	5	B	相談センターを設置しているが、専門職（医師など）からの医療と介護のニーズを併せもつ高齢者の相談件数が非常に少ない現状である。 相談センターが十分に周知されておらず機能していない可能性がある。 また連携ツールを導入したが、一部の事業者のみの利用に偏りがあり十分に活用されていないので、利用の拡充が必要である。	取手市医師会管内の市町との情報共有を行い、それぞれの周知方法を見直して、相談センターや連携ツールの利用を広げている。	継続	健幸長寿課	
	2	入退院連携体制の構築	入退院の際に、情報共有をスムーズにすることで、必要な情報や医療・介護サービスが提供できるよう関係機関との体制構築を図ります。	入退院連携のワーキンググループは、コロナ対策の対応のため開催できず。		回／年度	0回／年度	1回/年度	1 回／年度	C	取手市医師会管内にとどまらず広域で対応できる体制を整え、切れ目のない支援ができる体制にすることが必要である。	退院時等の現在の状況を確認し、必要な情報や課題を確認していく。	継続	健幸長寿課	
	3	医療機関と介護事業所等の関係者の研修	取手市医師会管内の医療機関と介護事業所等による研修会を開催し、顔の見える関係づくりを図ります。	集団では開催できなかったか、Web研修に切り替えて開催した。		回／年度	1回／年度	1回/年度	1 回／年度	B	医療と介護の連携を推進するにあたり、多職種が抱える課題を把握し、研修会を開催する必要がある。	取手市医師会管内のワーキングチーム内で、研修会内容を検討しながら計画する。	継続	健幸長寿課	
	4	地域住民への普及啓発	地域住民を対象に在宅医療や介護に関する講演会・シンポジウムの開催や、パンフレットの作成・配布等の普及啓発を実施します。	コロナ禍のため市民向けの講演会等は開催できず。		回／年度	0回／年度	1回/年度	1 回／年度	D	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、普及啓発のための研修会が開催困難であり、開催方法を含めて検討が必要である。	ワーキンググループで今後の開催方法について検討する。	継続	健幸長寿課	
基本施策６ 地域共生社会の推進															
	1	共生型サービスの対応	高齢者と障がい児・者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に位置づけられた共生型サービスに対応していきます。				県内事業所なし	県内事業所なし	県内事業所なし					社会福祉課 介護福祉課	
	2	地域ケアシステム推進事業	多様な課題を抱えている人に対して関係者の連携を強化し、相談・支援につなげます。	地域ケアシステム推進事業在宅ケアチーム数	件数（合計） 件数（高齢者） 件数（障がい） 件数（その他）	件 件 件 件	143 31 58 54	109 30 35 44	52 10 27 15	B	社会福祉協議会に委託している事業であり、現行の制度で支えられない部分をカバーするための支援である。相談内容が多岐に亘っている。	チームの活動状況を地域ケアシステム会議で報告し、関係者の共通理解を図るとともに、適切な支援ができる体制とする。	継続	社会福祉課	

基本 目標	基本 施策	取組名	取組内容	令和２年度の取組	実績						現在の課題	今後の実施方針	方針カ テゴリ	評価者 （所属）	
					指標	単位	R2年度	R1年度	H30年度						
基本目標２ 高齢者が元気で自立した生活ができるための支援															
基本施策１ 介護予防事業の円滑な実施															
1	介護予防把握事業	要介護・要支援状態に移行する恐れのある高齢者を早期に把握し、介護予防活動への参加につなげます。	①80歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯への熱中症訪問時、心身の機能低下を起こしている方を把握 ②75～79歳の一人暮らし高齢者を対象にフレイル予防訪問を実施。	①介護予防事業対象者（虚弱高齢者） ②介護予防事業等につなげた人数	人	①②訪問対象者832人 把握者（訪問等）800人 虚弱対象者171人 （把握率：21.4%）	①125 （17.1%） 事業対象者75歳・79歳	① 104 （14.4%） 事業対象者75歳・79歳	B	①委託地域包括支援センターが心身の状態が低下しやすい75歳以上のひとり暮らし及び80歳以上の高齢者のみ世帯の訪問を実施したことで、虚弱（フレイル）高齢者の把握を実施することができた。対象者のデータ管理がシステムでできると、フォローアップがしやすくなる。 ②フォローアップの場が、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催できなかった。フォローアップの場の検討	高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的取組みを、主管課（国保年金課）との協働で展開していくために、後期高齢者医療健診を活用した対象者把握なども実施する。	継続	健幸長寿課		
					人	②0	② 20 （16%）	② 21 （20%）							
2	介護予防普及啓発事業	市民に、幅広く介護予防に関する知識を理解してもらうことを目的として実施します。 ① 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成及び配布	①フレイル予防啓発チラシの全戸配布 ②7月から専門職による広報紙での啓発 ③専門職によるYouTube配信 ④移動スーパーで啓発用ちらし配布	特定健診会場、イベント会場などで認知症啓発用資料を配布	人	①19,400枚（4月） ②9回（月/1回） ③6本 ④5回（1回/300枚）	5,960	1,052	C	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実績数が例年と比較し、減少している。 啓発活動は、参加者を如何に増やし知識と意識を持たせ、行動化させることが重要である。 今後ますます後期高齢者が増加していく中で、地域住民と行政が協働するための人材育成の観点からも介護予防事業に取組めるかが課題である。	市民啓発活動を推進していくために、介護予防推進活動支援者を育成していく。 高齢者のフレイル予防を各地区で展開できるようにする。	継続	健幸長寿課		
		② 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための有識者等による講演会や専門職による相談会等の開催	コロナ感染拡大防止により未実施	参加者数	延べ人	0	117	176							
		③ 介護予防の普及啓発に資する運動、高齢者の低栄養や肺炎予防等につなげるための栄養、口腔等に係る専門職による出前講座や介護予防教室の開催	① 専門職による出前講座 フレイル予防等を地域で開催 ② 専門職による出前ミニ講話 サロンに出向いて健幸ちょこっと小話	開催講座数	講座	0	1	2							
				参加者数	延べ人	103	984	962							
		④ シルバーリハビリ体操による介護予防の推進	シルバーリハビリ体操推進事業（委託）	開催回数	回	9	69	61							
3	地域介護予防活動支援事業	介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修や介護予防に資する地域活動組織支援等を行い、地域での介護予防活動を推進します。	新型コロナウイルス感染拡大防止のためすべての事業未実施 ①脳わくわくし隊の定例会開催 ② a げんき館料理教室 b いろは料理教室 c 社協ほほえみボランティア調理実習 ③介護支援ボランティアポイント			①②③未実施	①月1回定例会 ② a 56人/4回 b 70人/8回 c 11人/1回 ③受講者56人 登録者38人	①月1回定例会 ②142人/19回開催	D	令和元年度から開始された介護予防ボランティアポイント制度を継続的に啓発していくことと併せ、受入施設の拡充等随時見直しをしていくことで、利用しやすい制度にしていく必要がある。	受入施設の拡充を図る。 ボランティア活動の様子を市の広報やSNSを活用し、市民に周知していき、参加しやすい事業にする。	継続	健幸長寿課		
4	一般介護予防事業評価事業	一般介護予防事業の評価・検証を行い、事業の実施方法等を検討し、事業内容を改善します。	①介護予防・日常生活圏ニーズ調査の実施（介護保険事業計画策定時のみ実施） ②介護予防事業の評価実施（講師による助言を受ける）			①未実施 ②1回／年度 （介護予防把握事業でのサロンアンケート評価実施）	①令和2年1月実施 対象者13,927人（回収率67.0%） ②1回／年度	①未実施 ②1回／年度	A	介護予防事業の取組評価を毎年度実施することで、効果に繋げる必要がある。（R2年度は新型コロナの影響をまとめた）	「介護予防・日常生活ニーズ調査」の結果及び介護予防事業の取組評価を、高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づいて実施する。	継続	健幸長寿課		
5	地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリテーションに関する専門知見を有する者が、出前講座等における市民への介護予防に関する技術的助言、介護職員等への介護予防に関する技術的助言及び地域ケア会議やサービス担当者会議におけるケアマネジメント支援等、介護予防の取組を総合的に支援します。	①げんき館職員への、作業療法士によるリハビリ的技術支援の実施（月1回） ②市民ボランティアへの支援研修会（新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止） ③サロンに作業療法士が出向き、環境評価と活動の聞取り実施（新型コロナウイルス感染拡大防止のため未実施）			①月1回 ②未実施 ③未実施	①月1回 ②未実施 ③29か所	未実施	C	リハビリ専門職による助言や指導は、日頃意識がされていない課題に気付くことができる有効な手段である。継続的に実施することで、地域の高齢者が安心して活動できることにつながる。	主管課に配属されたリハビリ専門職が、地域に出向き、地域活動の状況を把握しながら、適切にボランティアや参加者に助言をしていくことで、安心して参加できるようにする。	継続	健幸長寿課		

基本 目標	基本 施策	取組名	取組内容	令和２年度の取組	実績						現在の課題	今後の実施方針	方針カ テゴリ	評価者 （所属）	
					指標	単位	R2年度	R1年度	H30年度						
		基本施策２ 認知症対策の推進													
		1 認知症初期集中支 援推進事業	① 認知症の早期診断 かかりつけ医と連携して早期に認知症専門医への紹介、診察、確定診断につなげます。 軽度認知障害（MCI）や若年性認知症の人の把握と早期対応について、医学的見地を踏まえながら認知症サポ ート医と連携して対応策を検討します。	①窓口・訪問等を通じ認知症の相談支 援を実施 ②認知症初期集中支援チーム員活動と して、診断がない事例について認知症 サポート医と連携し医療受診に繋い だ。	認知症関連相談 件数 ※（ ）内は認知 症診断を受ける ための医療受診 支援数	件	359 (7)	116 (12)	219 (8)	C	認知症初期集中支援チームの活動は、地 域に住む医療につながっていない認知症高 齢者等を医療につなげ、必要な介護保険 サービス等を導入できるよう支援する活動 である。 家族の相談だけでなく、医療や介護の関 係者からの情報提供を受け、認知症高齢者 が安心してく地域で暮らせる仕組みづくり が必要である。	本事業の取組について、医師 や多職種に報告する機会をつくり、主管課に情報が入りやすい ような取組みを構築していく。 市と協力しながら各地域包括 支援センターが主体となって初 期集中支援チームの開催と運営 をしていく。	継続	健全長寿課	
			② 認知症初期集中支援チーム 2017年4月に発足した認知症初期集中支援チームは、認知症サポート医と医療と介護の専門職で構成され、認知 症の専門医療や介護サービスにつながっていない認知症の人を訪問し、医療や介護サービスが利用できるように 支援します。	認知症初期支援チーム員が、市民等か らの相談を受け診断がない認知症の方 の支援を実施。事例については、月1回 チーム員会議を開催し、サポート医と 処遇検討を実施	認知症初期集中 支援事業ケース 検討数	件	7	12	12						
		2 認知症地域支援・ ケア向上事業	① 認知症ケアパス（認知症サポートブック）の活用 2017年度に作成したケアパスにより、認知症の各段階に応じた支援内容、医療・介護サービスを分かりやすく普 及することで、早期に対応できるようにします。	①認知症ケアパスを活用し出前講座で 啓発活動を実施 ②認知症ケアパス概要版を作成し、全 戸配布を実施（12月）			①4人/1回 ②20,615部	125人／8回	307人／16回		認知症高齢者の問題を我が事と捉えても らうために、多種多様な手段・場所で啓発 していく必要がある。 認知症の理解を推進するために、住民参 加型のオレンジカフェ・高齢者見守り訓練 などを地域展開していくことが重要な取組 みと考える。	地域の資源を活用し、オレン ジカフェの開催、啓発活動を継 続していく。 委託地域包括支援センターと の協働でオレンジカフェ等の啓 発活動を継続的に実施する。	継続	健全長寿課	
			② 認知症地域支援推進員による市民向け啓発活動 地域の実情に合わせて、認知症に関する知識の普及啓発、家族向けの介護教室の開催、ボランティアの育成を検討 します。	①認知症を知る月間（9月）に図書館と 協働で専用コーナーを開設しチラシ等 の配布 特定健康診査会場で認知症に関するチ ラシを配布 ②まちづくり協議会福祉部会との協働 による認知症声掛け訓練開催計画（12 月4日開催予定だったが、新型コロナ感 染拡大防止のため中止）			①図書館：部数不明 （多数）特定健康診 査：2,500部 ②認知サポーター養 成講座と訓練の説明 まで実施したがコロ ナ感染拡大防止のた め中止	①商工会まつ り：237人 ②生活協同組 合の協力を得 てチラシ配布 600世帯	・台風で中止 ・内部協議						
			③ 地域の認知症協力店の発掘と協力店との協働活動 地域で認知症高齢者を支える民間事業所の見守りネットワークを構築します。	9月の認知症を知る月間に市内スー パーにて、オレンジカフェ開催（新型 コロナ感染拡大防止のため未実施）			①未実施	15人／1回	28人／1回						
			④ 認知症の人とその家族に対する支援 地域において認知症の人とその家族、地域住民、認知症サポーターや専門職が集う場としての認知症カフェ※3 を広げ、認知症の人を支えるつながりを支援するとともに、家族の介護負担軽減を図ります。	①オレンジカフェの開催 ②認知症家族の集い	オレンジカフェ 参加者数	人	未実施	178	70						
					オレンジカフェ 開催数	回		10	6						
		3 認知症の発症予防	① 生活習慣病予防の強化 高血圧や糖尿病といった生活習慣病は、認知症発症のリスクが高くなるため、生活習慣病の予防が必要な方への 指導を強化していきます。 ② 定期的な運動の推進 運動の習慣は、認知機能を向上させ、認知症のリスクを低下させるため、効果的な運動について普及していきま す。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、糖尿病教室は開催出来なかった。 野菊会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため研修会は実施しなかったが、年3回通知にて情報提供を行った。 ・保健センターにラジオ体操のより旗 を飾りラジオ体操の普及	糖尿病教室参加者	延べ人	0	54	67		糖尿病予防教室に関して、参加者は教室終了後データ改善の効果みられるが、年々参加者数が減少傾向。	糖尿病予防教室に関しては、より参加しやすいスタイルに変更 検討。	継続	保健センター	
					野菊会参加者	延べ人	0	125	161						
					シニアスポーツ 大会開催数	回	0	2	2						
					新型コロナウイルス 感染拡大防止のため、シニアスポーツ 大会中止			ラジオ体操の 普及／通年	ラジオ体操の 普及／通年						

基本 目標	基本 施策	取組名	取組内容	令和２年度の取組	実績						現在の課題	今後の実施方針	方針カ テゴリ	評価者 （所属）				
					指標	単位	R2年度	R1年度	H30年度									
基本施策３ 高齢者の社会参加・生きがい対策の推進																		
1	高齢者生きがい事業		①生涯学習 生涯学習は、市民一人ひとりが健康で豊かな生活を営むことや、生きがいのある充実した人生を送れるようにすることを目的とし、公民館等で行われる集合学習形態、個人で行う学習等、種類や量の違いはありますが、幅広い分野で多くの人が生涯学習をしているといえます。 趣味等を活かした自発的な学習活動を行う場の提供や様々な講座を開催するとともに、芸術祭、地区公民館まつり等を通して市民文化活動を引き続き支援していきます。	講座・事業の計画目標「みんなで伸びよう公民館」をあげ、多くの方が参加でき、ためになる行事を実施し、健康（運動・料理）、福祉（子育て・介護）事業、体験事業（バス旅等）を充実させる事業が実施できた。	高齢者ののべ利用数	人	5208	17533	18949	B	講座や事業に参加する方とされない方に偏りがある。	ためになる、幅広い事業内容を開催し、少しでも多くの方に学ぶ楽しさを実感してほしい。	継続	生涯学習課				
			② サロン活動 閉じこもり防止や仲間づくりを目的に、地区公民館や自治会集会所等を活用し運営ボランティアによる「サロン」を開設しています。 高齢者が身近な場所で交流できるよう、地域のボランティアや指導員と音楽や体操、茶話会及び趣味の活動等を行います。	地域の運営ボランティアがサロンを開設し定期的に開催した。（4月～6月、1月・2月は新型コロナの関係で中止）再開できたサロン数14箇所		サロン	34	35	35	B	地域で活動するボランティア等の高齢化が進み、サロンの担い手不足が生じている。 定年の引上げや継続雇用制度により、高齢者の就労者が増加し、地域で活躍するボランティアの確保が難しくなっていると考える。 既存事業の見直し、あり方を検討していく必要がある。	サロン活動の運営ボランティアのあり方、支援方法を検討していく。地域で集う場の確保等課題を把握しながら進めていく。	継続	健幸長寿課				
			③ シニアクラブ活動 地域の高齢者がお互いに交流を深め、有意義な生活を送るために市内で自主的に組織した団体による活動です。奉仕活動、各種スポーツ、趣味等の活動を通じて、積極的に生きがいづくり・健康づくり・仲間づくりを行います。 さらに、高齢消費者見守りサポーターが地域において見守り活動を実施する等、高齢消費者の詐欺被害防止等の普及啓発を図ります。	コロナ過の中で室内での活動等は制限しましたが、感染症防止対策に努めながら奉仕活動、各種スポーツ等の活動を通じて生きがいづくり・仲間づくりを実施した。（活動クラブ数21団体）	シニアクラブ会員数	人	987	956	928									
	2	高齢者の担い手事業		① 高齢者就業機会確保事業（ シルバー人材センター） 高齢者の自主的な組織として、家庭、民間、官公庁等から補助的・短期的な仕事を引き受け、会員それぞれの適正に応じた仕事を行うことで、生きがいの充実を図っています。 今後、高齢者が社会の担い手となる必要性の普及啓発を図り、新規事業として、介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス）への参入と人材育成を検討します。	高齢者の自主的な組織として、家庭、民間、官公庁等から補助的・短期的な仕事を引き受け仕事を行った	シルバー人材センター就業人数（実人員）	人	400	430	404	B	定年の引上げや継続雇用制度により、高齢者の就労者が増加し、地域で活躍するボランティア等の確保が難しくなっていると考える。 高齢者の生きがい活動・保健事業を並行し推進することで、年齢に関係なく活動できる高齢者を増やすことが重要である。	関係機関、団体との協働で既存事業を推進していく。課題に対し関係団体と情報共有を図りながら、解決方法を検討していく。	継続	健幸長寿課			
② シルバリーハビリ体操推進事業 シルバリーハビリ体操指導士を養成し、シルバリーハビリ体操の普及に努めます。 市内において、3 級指導士養成講習会を開催し、人材を確保します。				3級指導士養成講座を開催	受講者数	人	11	13	13									
③ ボランティアポイント制度（仮称） 高齢者が介護保険施設でボランティア活動を行った場合に、ポイントを付与し還元することで、生きがいや介護予防につなげます。制度の構築には、市が行う他の事業を含めて検討します。				ボランティア受入先（介護保険施設）が、コロナ感染拡大防止のため施設への入場制限がかかっていたため活動できなかった。	登録者数（活動者数）	人	コロナ感染拡大防止のため実績0	37（17）	制度構築（予算、要綱）									
④ 協働のまちづくり担い手育成事業 協働のまちづくりを担う人材育成を目標に、授業で学ぶ成果が確実に地域に活かされることを重要視しています。 ともに考え、教え合う双方向の学習形式を取り入れ、対話型の授業を行います。 高齢者がまちづくりの担い手として活躍できるよう、より実践的な内容のコース設計をするとともに、具体的な活動の場を提供します。				平成24年から実施している「もりや市民大学」について、新型コロナウイルス感染症拡大により、当年度は実施できなかった。			未実施	通年実施	通年実施	E	参加人数は募集人員を満たしているが、新規受講者が少ない。	若い世代が参加できるよう、守谷駅周辺で夜間に開催する。	継続	市民協働推進課				
基本施策４ 保健事業の推進																		
1	保健事業の推進		① がん検診 各種がん検診を行い、早期発見・早期治療につなげていきます。	がん検診（集団検診・医療機関検診の実施）	①がん検診受診者数	延べ人	12,637	16,345	16,847	B	・健診・検診事業に関してはさらなる受診率向上が課題。 ・特定保健指導に関しては、若い世代の利用率向上のため、休日夜間の実施体制整備としてH29年度より一部を外部委託しているが、利用者数が伸びない現状がある。	・健診・検診の個別受診勧奨方法・内容についての見直し。 ・特定保健指導については、健診時からの保健指導利用勧奨の実施等、初回指導につながる支援体制の整備。	継続	保健センター				
					特定健診受診者数	人	2,757	4,890	5,138									
			② 健康診査（特定健康診査、後期高齢者医療健康診査） 生活習慣病の予防、重症化予防につなげるため受診率向上に努めています。	健康診査（特定健康診査、後期高齢者医療健康診査）	法定報告受診率	%	38.1	50.4	51.4									
					後期高齢者医療健診	人	1,462	1,970	1,822									
					後期高齢者医療健診受診率	%	25.1	32.4	36.4									
			③ 保健指導の強化 メタボリックシンドローム該当者への指導及び血圧・血糖の値が高く医療機関への受診が必要な人への指導を強化し、生活習慣病予防に努めています。	保健指導の強化	特定保健指導利用者数	人	277	303	284									
					実施率	%	69.1	24.5	36.7									
			④ 健康教育 生活習慣病予防のために、糖尿病予防教室、骨粗しょう症予防教室等を実施していきます。	健康教育以外にも、特定健診・がん検診時に受診者への健康教育実施。地域での出前講座実施。	利用者数	延べ人	1,429	7,325	9,136									
			⑤ 歯周疾患医療機関検診 歯と口腔の健康を保つために、歯のそう失の予防に努めています。	40.50.60.70歳を対象に個別通知にて検診受診勧奨。医療機関検診を実施。	検診受診者数	人	115	107	99									
⑥ 予防接種（高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌）の助成 接種を希望する人の接種できる環境を整え重症化の予防を図ります。	R元年度から高齢者インフルエンザに関しても個別通知にて勧奨。	助成実績	人	11,218	8,586	7,427												
⑦ ラジオ体操を活用した健康増進 市民が気軽にラジオ体操に取り組み、自主的な健康増進につなげられるよう、CD ラジオ・ラジオ体操CD 等の貸出しをすることで、健康増進を推進します。	ラジオ体操を活用した健康増進	参加団体数	団体	8	6	6												

基本 目標	基本 施策	取組名	取組内容	令和２年度の取組	実績						現在の課題	今後の実施方針	方針カ テゴリ	評価者 （所属）			
					指標	単位	R2年度	R1年度	H30年度								
基本目標３ 高齢者のニーズに応じた公的サービスの提供																	
基本施策１ 高齢福祉サービスの充実																	
1	高齢福祉サービスの 充実		①愛の定期便事業（ひとり暮らし高齢者乳製品配布事業） ひとり暮らし高齢者で身体の虚弱な人や心身に機能障がいのある人、日常生活環境において孤立した状況にある人等安否確認の必要性がある人に乳製品を届け、安否の確認を行います。	①ひとり暮らし高齢者等安否確認の必要性がある人に乳製品を届け、安否の確認を行う。	利用者数	人	136（新規24）	112	113	B	高齢者のニーズに沿った支援ができるよう、既存事業の見直しを行い、新たな支援方法を検討していく必要がある。	課題を整理し、現在の高齢者の生活支援の視点で現行の事業の見直しを実施する。	見直し	健幸長寿課			
			②緊急通報体制整備事業（緊急通報システム） ひとり暮らし高齢者等に対して急病・事故等の緊急事態に対処するために、緊急通報システムを設置します。 ひとり暮らし高齢者が増加し、利用者の増加が見込まれるため24時間365日の健康相談に対応できる機能の導入を検討します。	②緊急通報体制整備事業（緊急通報システム） ひとり暮らし高齢者等に対して急病・事故等の緊急事態に対処するために、緊急通報システムを設置	緊急通報システム利用者数	人	26	40	43								
			③軽度生活援助事業 掃除、洗濯等の日常生活上の援助が必要な、ひとり暮らし高齢者若しくは高齢者のみ世帯に軽易な日常生活の援助を行い、高齢者の自立と生活の質を確保します。	③掃除、洗濯等の日常生活上の援助が必要な、ひとり暮らし高齢者若しくは高齢者のみ世帯に軽易な日常生活の援助を行う。	利用者数	人	6	9	10								
			④地域自立生活支援事業（配食サービス） 調理が困難なひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等に対して栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、安否確認を行います。	④調理が困難なひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等に対して栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、安否確認を行う。	配食サービス利用者数	人	14	14	14								
			⑤養護老人ホーム入所措置 身体上、精神上、環境上に問題があり、かつ経済的に困窮している人で自宅で生活することが困難な人に対して、養護老人ホームの入所手続きや相談を行い、安定した生活を確保します。	⑤身体上、精神上、環境上に問題があり、かつ経済的に困窮している人で自宅で生活することが困難な人に、養護老人ホームの入所手続きや相談を行い、安定した生活を確保	利用者数	人	5	5	6								
			⑥生活管理指導短期宿泊事業 在宅で体調不良等により一時的に宿泊による介護や見守りが必要な虚弱な高齢者等が養護老人ホームで短期間宿泊することにより、生活習慣等の指導や助言を受けて体調調整を行い、要介護状態等への進行を予防します。	⑥在宅で体調不良等により一時的に宿泊による介護や見守りが必要な虚弱な高齢者等が養護老人ホームで短期間宿泊する。	利用者数	人	1	0	1								
			⑦福祉タクシー券交付事業 70 歳以上の高齢者のみ世帯等に対して、医療機関等への通院にタクシーを利用する際に、初乗り運賃相当額を助成することにより、医療機関等へ通院する環境を整えます。	70歳以上の高齢者のみ世帯等に対して、医療機関等への通院にタクシーを利用する際に、初乗り運賃相当額を助成する。	対象者（障がい者） 対象者（高齢者） 延べ利用枚数	人 人 枚	120 147 2,487	94 167 3,312	116 195 3,410					社会福祉課			
基本施策２ 高齢者を介護する方への支援の充実																	
1	家族介護支援事業		① 徘徊高齢者等SOSネットワーク事業 地域における認知症高齢者の見守り体制である「守谷市徘徊高齢者等SOSネットワーク」を活用し、徘徊により行方不明となった高齢者等の早期発見や迅速な身元判明につなげることで、高齢者等の安全確保と家族の負担軽減を図ります。 引き続き、広報紙等による「守谷市みまもりシール」についての周知を徹底するとともに、介護支援専門員等の協力を得て家族への働き掛けを行い、事業への登録を促進します。	徘徊高齢者等SOSネットワーク登録者数	徘徊高齢者等SOSネットワーク登録者数	人	109	82	49	A	認知症高齢者等と暮らす家族が安心して介護が継続できるよう、在宅家族のニーズを把握しながら既存事業の見直しが必要である。	課題を整理し、現在在宅介護を実施している家族のニーズを把握しながら現行の事業の見直しを実施する。	見直し	健幸長寿課			
					徘徊高齢者等SOSネットワーク利用者数	人	89	69	45								
					② 認知症の方の家族のつどい 認知症の人を介護している家族に対し、認知症を理解するための勉強会や、介護経験のある家族同士の交流の場を設け、家族の負担軽減を図ります。	認知症の人を介護している家族に対し、認知症を理解するための勉強会や、介護経験のある家族同士の交流の場を提供	参加者数 開催回数	人 回	18 2						59 11	72 12	
					③ 寝たきり高齢者紙おむつ支給事業 要介護4 以上の認定を受けた高齢者を在宅で介護する家族に対し、紙おむつを支給し、家族の負担軽減を図ります。	要介護4 以上の認定を受けた高齢者を在宅で介護する家族に対し、紙おむつを支給する。	利用者数	人	36						28	30	
					④ 介護慰労金支給事業 介護サービスを受けていない中重度の要介護者を介護している家族を慰労するため、介護慰労金を支給します。	介護サービスを受けていない中重度の要介護者を介護している家族を慰労するため、介護慰労金を支給する。 令和２年度で事業廃止	支給者数	人	0						0	0	

基本 目標	基本 施策	取組名	取組内容	令和２年度の取組	実績						現在の課題	今後の実施方針	方針カ テゴリ	評価者 (所属)	
					指標	単位	R2年度	R1年度	H30年度						
		基本施策３ 高齢者の権利擁護のための支援の充実													
		1 成年後見制度の活用促進	成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対して、成年後見制度の説明や申立てに当たっての関係機関の紹介などを行い、親族等による申立てが困難な場合には、市長申立てのための支援を行います。 引き続き、6地区に出向いて相談会を開催し、気軽に相談できる体制の整備を継続します。 また、制度周知、支援の必要な人の発見、相談支援等を行う地域連携ネットワークの整備方針、地域連携ネットワークの整備・運営を行う中核機関のあり方等、第8期計画に盛り込む予定である「守谷市成年後見制度利用促進計画」の具体的内容について検討します。	①成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対して、成年後見制度の説明や申立て支援を実施。 成年後見制度相談会は計画なし。 ②地域連携ネットワーク整備のために関係機関との情報共有会議開催(1回)。	①成年後見相談会利用者数	件	・相談会未実施 ・24(随時相談)	・相談会未実施 ・30(随時相談)	32(内出張相談4件／2回)	A	成年後見制度の利用促進は、利用者側の理解がある程度ないと相談につながらないことから、家族支援や関係者との相談を丁寧に支援することが重要と考える。 高齢者の虐待対応は毎年度一定数通報があり、通報に至らない事例もあると想定される。在宅だけでなく施設での虐待もあることから、市民への啓発や専門職向け啓発は継続的に実施していく必要がある。	権利擁護業務は、令和2年度から託地域包括支援センターとの役割分担で実施している。委託地域包括支援センターと市が情報共有を図りながら、高齢者の対応をしていく。	継続	健幸長寿課	
	2 高齢者虐待への対応	虐待の事例を把握した場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号)等に基づき、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認した上で、個々の状況に応じた適切な対応を行います。	虐待の事例(通報・情報提供)について、速やかに高齢者の状況を確認し、個々の状況に応じた適切な対応を実施。	高齢者虐待対応件数	件	14	19	19							
	3 消費者被害の防止	訪問販売業者等による消費者被害を未然に防止するため、消費生活センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員、シニアクラブによる高齢消費者見守りサポーター等に必要な情報提供を行います。	認知症等の相談から随時対応 シニアクラブによる高齢消費者見守りサポーター等講座を開催			総合相談から随時対応	総合相談から随時対応	総合相談から随時対応							
	4 困難事例への対応	高齢者やその家族に重層的に課題が存在している、高齢者自身が支援を拒否している等の困難事例を把握した場合には、地域包括支援センターの専門職が相互に連携して対応を検討し、必要な支援を行います。	民生委員等の情報から、高齢者自身が支援を拒否している困難事例等に対して、地域包括支援センターの専門職が中心となり支援に繋がった。			ケアマネや民生委員等の相談から随時対応(虐待対応等)	ケアマネや民生委員等の相談から随時対応(虐待対応等)	ケアマネや民生委員等の相談から随時対応(虐待対応等)							
		基本施策４ 地域の実情に応じた支援の充実													
		1 安全・安心対策	① 防犯対策 守谷市防犯連絡員協議会を中核とする守谷市防犯パトロール隊によるパトロール及び啓発活動、さらには、防犯指導員が地域の高齢者を中心に行っている防犯講話等を引き続き実施し、地域での防犯活動の推進と、防犯意識の高揚に努めていきます。 今後は、都市化に伴う犯罪の巧妙化が進むとともに、ニセ電話詐欺も急増していることから、各地域の防犯連絡員の増加を図り、地域・警察・防犯団体と連携した防犯活動を進めていきます。	守谷市防犯連絡員協議会及び守谷市防犯パトロール隊によるパトロールを実施した。また、ニセ電話詐欺・自動車盗難対策等に関する出前犯罪防止講座を各種団体に実施し防犯意識の高揚に努めた。	①パトロール実施回数・参加者数	回・人	①実施回数 508回 参加者数 2983人	①634回 延べ3840人	①参加者 2,717人／444回	B	高齢者社会の交通安全問題・車の運転について啓発を続けていく必要がある。また、高齢者を狙ったニセ電話詐欺防止等の対策を普及させるためにも必要である。	交通安全・犯罪防止のために事業の継続は必要である。	継続	交通防災課	
	② 交通事故防止対策 高齢者の事故が多発・増加している現状から、警察や交通安全協会と連携し実施している高齢者を対象としたシルバー自転車セミナーや高齢者自転車大会などの事業を継続して行い、交通安全意識の高揚と運転技能の向上に努めていきます。 今後は、自治会等の地域の支援を得ながら高齢者を対象とした交通安全講話の拡充を図り、交通事故の抑制に努めるほか、認知症高齢者の交通事故防止を図るため、警察と連携した運転免許返納及び交通安全対策を進めていきます。		取手地区管内でのシルバー歩行者・自転車セミナーを実施するとともに、交通安全講話を実施し、交通安全意識の高揚に努めた。	①シルバー歩行者・自転車セミナー実施回数・参加者数 ②交通安全講話実施回数・参加者数	①、②0回、0人(新型コロナウイルス感染予防のため開催しなかった。)		①0回 0人(台風の影響で中止) ②10回 約300人	①参加者25人 ②参加者10人							
			③ 防災対策 災害時の避難行動において支援を必要とする高齢者等へ防災対策の充実・強化を図るため、本市が推進する発災対応型防災訓練を通じて自主防災組織の結成促進と活動支援を行い、地域防災行動力の向上と避難支援体制を整備し、災害発生時の高齢者が安全に避難し適切な避難生活が送れるよう努めていきます。 災害時要援護者(避難行動要支援者)やその家族が安心して暮らすことができるよう、避難支援等関係者に対し、民生委員の協力により、避難行動要支援者(同意者)名簿の提供を行います。災害時要援護者登録台帳の整備を図っていきます。 また、災害時に避難所での生活が困難な要介護高齢者等の生活の場を確保するために、福祉避難所の協定事業所の拡大を図ります。	守谷市避難行動要支援者登録制度実施要綱に基づく避難行動要支援者該当者に対し、当該制度の案内通知の発送に併せ名簿掲載情報の提供に関する同意の確認を行った。さらに、同意者を掲載した避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に提供した。また、同要綱に基づく名簿更新を7月1日を基準日として行った。	避難行動要支援者登録者数	人	2,019	2,036	1,999	B	・避難行動要支援者の同意取得 ・自治会町内会への名簿提供	・避難行動要支援者登録制度 R2.4～同意者名簿の提供(R2.1.1現在) R2.8～更新名簿の提供(R2.7.1現在) R3.4～同意者名簿の提供(R3.1.1現在) R3.8～更新名簿の提供(R3.7.1現在) R4.4～同意者名簿の提供(R4.1.1現在) R4.8～更新名簿の提供(R4.7.1現在)	継続	社会福祉課	
		同意者数	人	1,497	1,472	1,463									
		自治会等へ提供されている人数	人	884	1,006	918									
		2 人にやさしいまちづくり	① ユニバーサルデザイン 今後もユニバーサルデザインを考慮した事業を継続していきます。遊歩道における休憩場所の確保については、安全や歩行スペースの確保など多面的な配慮を行った上で検討します。	園路段差解消及び水飲みをユニバーサル型に交換(あんず公園、ざくろ公園、くりのき公園) 手すり設置(くりのき公園)			令和3年度に事業繰り越し	継続的に実施	継続的に実施	E	立沢公園、つつじ公園、まつのき公園、うららか公園において改修できていない	立沢公園、つつじ公園、まつのき公園、うららか公園において、園路段差解消及び水飲みを令和3年12月末までにユニバーサル型に交換する。	継続	建設課	
			② 高齢者の移動手段 高齢者の移動手段として重要なコミュニティバス等の充実が求められていることから、「守谷市地域公共交通網形成計画」(2017年度策定)等に基づき、既存の交通網の見直しを行い、更なる利便性向上を図ります。 また、自転車、徒歩、車いす等による高齢者等の移動について、より安全安心なまちづくりを目指します。	平成31年4月より65歳以上の方を対象とした「守谷市デマンド乗合交通」の運行を開始した。令和元年10月からは障がい者手帳等を所持している方の年齢制限を撤廃し対象者を広げた。令和2年8月から車両台数を3台から4台に増車。	デマンド乗合交通利用者数	人	延べ13,580	延べ13,274	平成31年4月開始までの調整、制度整備	B	新型コロナウイルス感染症に伴い、利用者が減少した時期があったが、年度後期は増加に転じ、希望時間に予約が取れない件数が増えている。また、市内運行に限られているため、市外への運行が求められている。	デマンド乗合交通については現状を維持し継続していく必要があるが、コミュニティバス(モコバス)については、路線の再編成が必要である。	継続	都市計画課	

基本 目標	基本 施策	取組名	取組内容	令和２年度の取組	実績						現在の課題	今後の実施方針	方針カ テゴリ	評価者 （所属）	
					指標	単位	R2年度	R1年度	H30年度						
基本目標４ 介護保険事業の円滑な実施															
基本施策１ 介護保険の運営															
1	介護（予防）サ ービスの安定供給		（１）居宅サービス 居宅サービスとは、利用者が在宅で受けるサービスです。自宅を訪問してもらう訪問系、日帰りで利用する通所系、短期宿泊する短期入所系、在宅での環境を整える福祉用具や住宅改修、在宅サービスの組み合わせをマネジメントする居宅介護支援があります。 見込量については、過去の要介護認定者数、サービス利用者数、サービス利用実績の伸び等から算出しており、介護サービス事業所と連携し提供されるサービス内容の充実を図ります。							別紙１・２参照				介護福祉課	
			（２）地域密着型サービス 地域密着型サービスとは、高齢者が中重度の介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域での生活を継続できるように提供されるサービスです。 このサービスは、保険者である市がサービス提供事業所の指定・指導監督の権限を有しており、本計画に基づいてサービス提供の基盤整備を図ります。また、サービスを利用できるのは、原則として、本市の市民に限られます。 見込量については、過去の要介護認定者数、サービス利用者数、サービス利用実績の伸び等から算出しており、介護サービス事業所と連携し提供されるサービス内容の充実を図ります。 なお、本計画期間中の見込量を0人としたサービスについては、今後、利用者のニーズ等を的確に把握した上で、必要となるサービスの整備を検討します。												
			（３）施設サービス 施設サービスとは、施設に入所して利用するサービスです。常時介護が必要な人が利用する特別養護老人ホーム、リハビリテーションを受ける介護老人保健施設、医療処置が必要な人が利用する介護療養型医療施設があります。 見込量については、過去の要介護認定者数、サービス利用者数、サービス利用実績の伸び等から算出しています。入所待ちの人の人数をみながら、福祉圏域内の他市町村との連携を図り、施設整備を検討します。 また、利用者の生活機能が向上するサービスを提供できるよう施設と連携し、サービスの充実を図ります。												
2	介護給付サービスの給付費の見込み	2	介護給付サービスの給付費												
3	予防給付サービスの給付費の見込み	3	予防給付サービスの給付費												
4	低所得者等の負担軽減		（１）高額介護（介護予防）サービス費 1か月に支払った利用者負担（1割または2割）の合計が一定の上限額を超えたとき、超えた分が申請により払い戻されます。							別紙３参照				介護福祉課	
			（２）特定入所者介護（介護予防）サービス費 低所得の要介護者等が施設サービスや短期入所サービスを利用したとき、食費・居住費（滞在費）について自己負担の上限が設けられており、超えた分は介護保険から給付されます。												
			（３）高額医療合算介護（介護予防）サービス費 1年間の医療保険及び介護保険の両制度における自己負担額の合計が一定の上限額を超えた場合に、超えた分が申請により払い戻されます。												
			（４）守谷市介護サービス利用者負担助成制度 ※守谷市独自事業 低所得の要介護者等が在宅サービスを利用した場合に、自己負担額の一部が申請により払い戻されます。												
			（５）保険料の軽減 介護保険料については、低所得者の負担軽減のため公費を投入して保険料軽減を行う仕組みを設けています。具体的には、第1段階の保険料率が基準額の50%から45%に軽減されています。												
基本施策２ 介護給付・介護予防給付の適正化															
1	要介護認定の適正化の取組		（１）要介護認定調査の適正化 更新・区分変更も含めた全ての認定調査について、可能な限り市が直接実施できるよう人員を確保し、体制を整えるよう努めます。												
			（２）市職員による認定調査の点検 全ての認定調査票について、市の職員が、記入漏れ、選択肢の判断基準、特記事項の内容、主治医意見書との整合性等について確認します。 また、必要に応じて調査員及び主治医に確認して修正します（他保険者に委託したものを除く。）。断基準、特記事項の内容、主治医意見書との整合性等について確認します。												
2	ケアプラン点検の取組		（１）不適切な介護サービス提供の発見及び是正を目的としたケアプランチェック 「ケアプラン点検支援マニュアル」及び国保連介護給付適正化システムを活用したケアプラン点検を実施するよう努めます。												
3	住宅改修等の点検の取組		（１）住宅改修の点検 利用者の状態から乖離した改修であると考えられるもの、改修費が高額と考えられるもの、改修規模が大きく複雑であるもの等疑義が生じた案件について、専門家（理学療法士、作業療法士、建築士等）の意見を取り入れるなどして状況確認を行います。								別紙４参照			介護福祉課	
			（２）福祉用具購入の点検 福祉用具の購入前に市へ事前相談を行うことを徹底し、利用者の状態から妥当なものであることを確認できた場合のみ購入を許可します。												
			（３）福祉用具貸与の点検 軽度認定者（要支援・要介護1）で、特殊寝台、車いす等の原則として給付対象とならない種目を貸与している場合や、重度認定者（要介護4・要介護5）で、歩行器、歩行補助つえを利用している場合等を抽出し、福祉用具の必要性や利用状況を確認します。												
4	医療情報との突合・縦覧点検の取組		（１）医療情報との突合 茨城県国民健康保険団体連合会（国保連）への業務委託により、重複請求の可能性が高い次の内容について事業所に対する確認等を行います。 ・ 医療情報が月を通じて入院中（入院区分：入院、診療実日数：31日）の利用者に対して居宅サービスの提供が行われているもの ・ 医療情報の診療実日数と介護情報の保険日数の合計が1月を超えているもの												
			（２）縦覧点検 国保連から提供される縦覧点検帳票のうち、特に有効性が高い次の帳票を活用し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うよう努めます。												
5	介護給付費通知の取組		（１）介護給付費通知の送付 利用者に対し介護給付費通知を送付することで、介護給付の費用額及びサービス内容を自己チェックしてもらい、架空請求や過剰請求の発見を促します。また、費用やサービス内容を再確認してもらうことによって、過剰利用抑制の意識付けを行います。												
基本施策３ 介護保険料の算定															
	-	-	第7期計画の標準保険料								別紙５参照			介護福祉課	